



鳥労発基 0907 第 2 号
令和 8 年 9 月 7 日

関係団体又は機関の長 殿

鳥 取 労 働 局 長



令和 7 年 6 月施行の改正労働安全衛生規則に基づく
熱中症重篤化防止措置の徹底について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 7 月から 8 月にかけて、鳥取県内において熱中症による死亡災害が 2 件発生しております。その概要は、7 月に農業において、農作業後労働者が熱中症を発症し死亡した災害、8 月に建設業において、解体工事現場で労働者が熱中症を発症し死亡した災害です。

このうち、8 月の死亡災害については、当該現場では熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順の作成及び周知が適切に行われていなかったことから、当局米子労働基準監督署において、関係事業者及び関係者を労働安全衛生法違反の容疑で鳥取地方検察庁米子支部に書類送検しております。

熱中症による死亡災害の多くは、初期症状の放置や対応の遅れにより重篤化することが一因とされており、令和 7 年 6 月 1 日から、労働安全衛生規則第 612 条の 2 により、暑熱な場所において、熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせる事業者に対し、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つける体制整備、熱中症の症状の悪化を防止するための手順の作成及び周知が義務付けられています。

また、建設工事現場のような混在作業現場においては、元方事業者及び関係請負人の双方に当該措置義務が課されています。

つきましては、こうした現状を御理解いただき、貴団体又は機関の関係各位に対し、次の事項について、裏面に掲載しました関係リーフレット等も活用し、熱中症の重篤化防止措置の周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

- (1) 熱中症のおそれがある作業者を早期に見つける体制を整備すること
- (2) 熱中症の症状悪化を防止するため、熱中症発生時の連絡体制、身体の冷却方法、医療機関への搬送方法等の対応手順をあらかじめ定めること
- (3) (1) の体制、(2) の対応手順を掲示などにより関係作業者に周知すること
- (4) 元方事業者及び関係請負人が連携し、熱中症対策の実施状況を確認すること

鳥取労働局においても、熱中症による労働災害の防止に向けた取組を引き続き推進してまいりますので、貴団体又は機関におかれましても、自主点検の実施をはじめとする熱中症対策の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

ご参考

1 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する作業従事者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の作業従事者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

2 熱中症予防関係リーフレット

（１）「職場における熱中症対策の強化について」

（２）「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」

（３）「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に熱中症を効果的に防止しましょう！」

（４）「職場における熱中症予防基本対策のススメ」



3 熱中症予防関係 HP

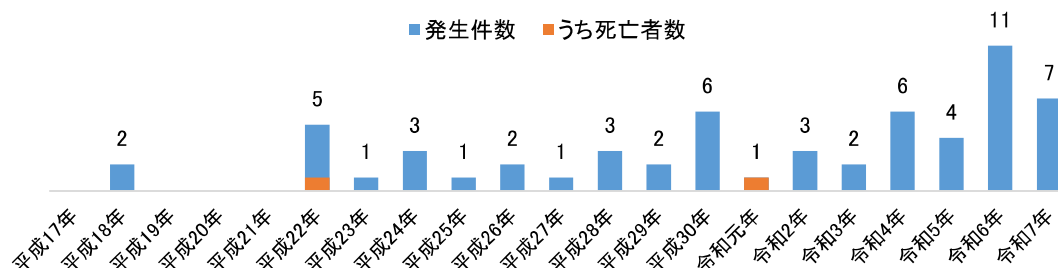
（１）鳥取労働局 HP「熱中症予防対策」

（２）厚生労働省 HP「職場における熱中症予防情報」



4 休業４日以上の熱中症労働災害発生状況

（１）平成 17 年以降の熱中症による死傷者数の推移（鳥取県内）



（２）過去 5 年間の熱中症による労働災害発生状況（業種別、鳥取県内）

